

宇治市建築物のエネルギー消費性能確保計画等の判定等に関する要項

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要項は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号。以下「法」という。）、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令（平成28年政令第8号。以下「令」という。）及び建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号。以下「省令」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要項において使用する用語は、法、令、省令、建築基準法（昭和25年法律第201号）、都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下「低炭素法」という。）及び住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号。以下「品確法」という。）において使用する用語の例による。

第2章 建築物エネルギー消費性能適合性判定等の手続

(建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等)

第3条 建築主は、法第11条第1項又は第2項の規定による建築物エネルギー消費性能確保計画の提出（法第12条第2項又は第3項の規定による通知を含む。以下「確保計画の提出等」という。）を、代理者によって行う場合にあっては、当該代理者に委任することを証する書面を添えて行うものとする。（以下代理者によって行う場合において同じ。）

(確保計画の提出等の取下げ)

第4条 確保計画の提出等をした者は、当該計画の提出等を取り下げようとする場合は、建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等取下げ届（別記様式第1号）を市長に提出するものとする。

(確保計画に係る要確認特定建築行為の取りやめ)

第5条 確保計画の提出等をした者は、当該計画に係る法第11条第1項に規定する要確認特定建築行為（以下「要確認特定建築行為」という。）を取りやめようとする場合は、建築物エネルギー消費性能確保計画に係る要確認特定建築行為の取りやめ届（別記様式第2号）に、法第11条第6項に規定する適合判定通知書及び当該計画書の副本並びにその添付図書を添えて市長に提出するものとする。

(報告の徴収)

第6条 建築主等は、法第15条第1項の規定による報告を求められた場合は、法第10条第1項の規定により建築物エネルギー消費性能基準に適合させなければならない建築物

の建築物エネルギー消費性能基準への適合に関する報告書（別記様式第3号）に、報告内容を説明するための図書を添えて市長に報告するものとする。

（軽微な変更）

第7条 省令第13条に規定する軽微な変更該当していることを証する書面の交付を求めようとする者（以下「証明申請者」という。）は、軽微変更該当証明申請書（別記様式第4号）の正本及び副本に、それぞれ省令第4条第1項に規定する図書を添えて市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定による申請書の提出があった場合において、当該計画の変更が省令第5条に規定する軽微な変更該当していると認められるときは、軽微変更該当証明書（別記様式第5号）を証明申請者に交付するものとする。

3 市長は、第1項の規定による申請書の提出があった場合において、当該計画の変更が省令第5条に規定する軽微な変更該当していないことを認めたとき、又は該当しているかどうかを決定することができない正当な理由があるときは、軽微な変更該当していることを証明しない旨の通知書（別記様式第6号）により証明申請者に通知するものとする。

4 証明申請者は、第1項の規定による申請を取り下げようとする場合は、軽微変更該当証明申請取下げ届（別記様式第7号）を市長に提出するものとする。

第3章 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定等の手続

（市長が必要と認める図書等）

第8条 法第29条第1項の規定による建築物のエネルギー消費性能向上計画の認定申請（以下「計画認定申請」という。）において、省令第20条第1項に規定する市長が必要と認める図書は次のとおりとする。

（1） 法第14条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関（以下「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」という。）及び品確法第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関（以下「登録住宅性能評価機関」という。）の技術的審査を受けた場合にあっては、当該機関が交付する適合証の写し及び適合証を交付された際の添付図書（当該機関による審査を終えた旨が確認できるものに限る。）

（2） 登録住宅性能評価機関の住宅性能評価を受けた場合にあっては、品確法第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書（日本住宅性能表示基準（平成13年国土交通省告示第1346号）に基づく断熱等性能等級4及び一次エネルギー消費量等級5（法施行の際現に存する建築物の住宅部分については、一次エネルギー消費量等級4又は等級5）に適合している場合に限る。以下「設計住宅性能評価書」という。）の写し及び設計住宅性能評価書を交付された際の添付図書（当該機関による審査を終えた旨が確認できるものに限る。）の写し並びに計画認定申請に係る建築物の新築工事の竣工年月日が確認できる図書（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下「基準省令」という。）附則第2条又は第3条の規定の適用を受ける建築物の場合に限る。）

- (3) 建築基準法への適合について建築士が確認した旨を記載した設計内容説明書
- (4) その他市長が必要と認める図書

2 前項の規定は、法第 31 条第 1 項の規定による建築物のエネルギー消費性能向上計画の変更認定申請について準用する。

(建築確認申請の特例の申出)

第 9 条 建築主等は、法第 30 条第 2 項の規定による申し出を行う場合は、計画認定申請に併せて建築基準法第 6 条第 1 項の規定による確認申請書（以下「確認申請書」という。）の正本及び副本 2 部（同法第 6 条の 3 第 1 項に規定する構造計算適合性判定の対象となる建築物である場合（同条第 7 項に規定する適合判定通知書又はその写しを提出する場合を除く。）は、副本 3 部）を市長に提出するものとする。

(計画の通知)

第 10 条 市長は、法第 30 条第 2 項の規定による申し出を受けた場合は、建築物エネルギー消費性能向上計画通知書（別記様式第 8 号）に建築物エネルギー消費性能向上計画を添えて建築主事に通知するものとする。

(認定申請の取下げ)

第 11 条 計画認定申請を行った者（以下「計画認定申請者」という。）は、当該申請を取り下げようとする場合は、建築物エネルギー消費性能向上計画の認定申請取下げ届（別記様式第 9 号）を市長に提出するものとする。

(認定しない旨の通知)

第 12 条 市長は、計画認定申請の内容が認定基準に適合しないと認める場合は、建築物エネルギー消費性能向上計画を認定しない旨の通知書（別記様式第 10 号）により計画認定申請者に通知するものとする。

(認定建築物エネルギー消費性能向上計画の取りやめ)

第 13 条 法第 31 条第 1 項に規定する認定建築主（以下「認定建築主」という。）は、法第 32 条に規定する認定建築物エネルギー消費性能向上計画（以下「認定建築物エネルギー消費性能向上計画」という。）を取りやめようとする場合は、認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づく建築物の新築等の取りやめ届（別記様式第 11 号）に、省令第 24 条第 2 項に規定する通知書（法第 31 条第 1 項の規定による認定を受けた場合は、省令第 27 条において準用する省令第 24 条第 2 項の規定の通知書（以下「計画認定通知書」という。)) を添えて市長に提出するものとする。

(報告の徴収)

第 14 条 認定建築主は、法第 32 条の規定により、認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づく建築物の工事が完了した場合は、認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づく建築物の工事完了報告書（別記様式第 12 号）に、建築基準法第 7 条第 5 項、同法第 7 条の 2 第 5 項、同法第 18 条第 22 項又は同条第 26 項の規定による検査済証（以下「検査済証」という。）の写しを添えて市長に報告するものとする。

2 認定建築主は、前項に規定するもののほか、法第 32 条の規定により、報告を求められた場合は、認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づく建築物の状況報告書（別記様式第 13 号）に、報告内容を説明するための図書を添えて市長に報告するものとする。（認定の取り消し）

第 15 条 市長は、法第 34 条の規定により、法第 30 条第 1 項（法第 31 条第 2 項において準用する場合を含む。以下同じ。）の認定を取り消す場合は、認定建築物エネルギー消費性能向上計画の認定取消通知書（別記様式第 14 号）により認定建築主に通知するものとする。

2 市長は、第 13 条の規定により、取りやめ届の提出があった場合は、法第 30 条第 1 項の認定を取り消すこととし、前項に規定する認定取消通知書により認定建築主に通知するものとする。（軽微な変更）

第 16 条 認定建築主は、省令第 25 条に規定する軽微な変更をしようとする場合は、認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る軽微な変更届（別記様式第 15 号）に、変更内容を説明するための図書を添えて市長に提出するものとする。（軽微な変更に関する証明書の交付等）

第 17 条 省令第 28 条に規定する軽微な変更に該当していることを証する書面の交付を求めようとする者（以下「証明申請者」という。）は、建築物エネルギー消費性能向上計画の認定に係る軽微変更該当証明申請書（別記様式第 16 号）の正本及び副本に、それぞれ省令第 26 条に規定する図書を添えて市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定による申請書の提出があった場合において、当該計画の変更が省令第 25 条に規定する軽微な変更にと認められるときは、建築物エネルギー消費性能向上計画の認定に係る軽微変更該当証明書（別記様式第 17 号）を証明申請者に交付するものとする。

3 市長は、第 1 項の規定による申請書の提出があった場合において、当該計画の変更が省令第 25 条に規定する軽微な変更にと該当していないことを認めたとき、又は該当しているかどうかを決定することができない正当な理由があるときは、建築物エネルギー消費性能向上計画の変更が軽微な変更にと該当していることを証明しない旨の通知書（別記様式第 18 号）により証明申請者に通知するものとする。

4 証明申請者は、第 1 項の規定による申請を取り下げようとする場合は、建築物エネルギー消費性能向上計画の認定に係る軽微変更該当証明申請取下げ届（別記様式第 19 号）を市長に提出するものとする。

第 4 章 建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料の額の減免 （適合性判定手数料の減免）

第 18 条 災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）が適用された災害により建築物を滅失し、又は破損した者が、その災害の発生の日から 6 箇月以内に被災した建築物又は同法の適用を

受けた地域以外の地域で被災した建築物を被災前の建築物の規模の範囲内で建築（法第6条第1項に規定する建築をいう。）をしようとする場合において市長が必要があると認めるときは、宇治市建築基準法等関係事務手数料条例（平成12年宇治市条例第20号。以下「手数料条例」という。）別表第4第1号に規定する手数料（以下「適合性判定手数料」という。）の額を減免する。

- 2 前項の規定により当該建築をしようとする建築物が住宅の用途に供する建築物であるときは適合性判定手数料の額を免除し、当該建築をしようとする建築物が住宅以外の用途に供する建築物であるときは適合性判定手数料の額の2分の1を減額する。
- 3 第1項の規定により適合性判定手数料の額の減免を受けようとする者は、適合性判定手数料（減額・免除）等申請書（別記様式第20号）に、市町村長の発行する罹災証明書を添えて市長に提出するものとする。

附 則

この要項は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和4年2月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和7年4月1日から施行する。